

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第1号

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(弔慰金の請求)	(弔慰金の請求)
第10条 略	第10条 略
2・3 略	2・3 略
4 略	4 条例第13条第2項の規則で定める弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 1年以上5年未満 <u>5万円</u>	(1) 1年以上5年未満 <u>2万円</u>
(2) 5年以上20年未満 <u>125,000円</u>	(2) 5年以上20年未満 <u>5万円</u>
(3) 20年以上 <u>25万円</u>	(3) 20年以上 <u>10万円</u>
5 略	5 条例第13条第3項の規則で定める弔慰金の額は、次の各号に掲げる口数追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 1年以上5年未満 <u>5万円</u>	(1) 1年以上5年未満 <u>2万円</u>
(2) 5年以上20年未満 <u>125,000円</u>	(2) 5年以上20年未満 <u>5万円</u>
(3) 20年以上 <u>25万円</u>	(3) 20年以上 <u>10万円</u>
(脱退一時金の請求)	(脱退一時金の請求)
第10条の2 略	第10条の2 略
2・3 略	2・3 略
4 略	4 条例第13条の2第2項の規則で定める脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 5年以上10年未満 <u>75,000円</u>	(1) 5年以上10年未満 <u>3万円</u>
(2) 10年以上20年未満 <u>125,000円</u>	(2) 10年以上20年未満 <u>5万円</u>
(3) 20年以上 <u>25万円</u>	(3) 20年以上 <u>10万円</u>
5 略	5 条例第13条の2第3項の規則で定める脱退一時金の額は、次の各号に掲げる口数追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 5年以上10年未満 <u>75,000円</u>	(1) 5年以上10年未満 <u>3万円</u>

(2) 10年以上20年未満 125,000円

(3) 20年以上 25万円

6 略

附 則

2 略

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額			
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日から平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
35歳未満の者	略	略	略	<u>5,600円</u>
35歳以上40歳未満の者	略	略	略	<u>6,900円</u>
40歳以上45歳未満の者	略	略	略	<u>8,700円</u>
45歳以上の者	略	略	略	<u>10,600円</u>

別表第2 (第5条関係)

加入者となったとき又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	<u>9,300円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>11,400円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>14,300円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>17,300円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>18,800円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>20,700円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>23,300円</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 10年以上20年未満 5万円

(3) 20年以上 10万円

6 略

附 則

2 条例附則第2項の規則で定める掛金の額は、次のとおりとする。

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額		
	平成8年1月1日から平成9年3月31日まで	平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	平成10年4月1日以降
35歳未満の者	2,100円	2,800円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	2,800円	3,700円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	3,800円	4,900円	6,000円
45歳以上の者	4,600円	6,000円	7,400円

別表第2 (第5条関係)

加入者となったとき又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	<u>3,500円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>4,500円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>6,000円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>7,400円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>8,900円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>10,800円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>13,300円</u>

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に香川県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）に加入している者及びこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（以下「他の共済制度」という。）に加入していた者であって施行日以後に香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定により共済制度に加入したもの（以下「共済制度加入者等」という。）（条例附則第2項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る条例第6条第1項の規則で定める掛金の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

加入者となったときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

- 3 この規則の施行の際現に共済制度に口数追加をしている者及び施行日の前日において他の共済制度に口数追加をしていた者であって施行日以後引き続き条例第5条の2第2項の規定による口数追加の承認を受けたもの（以下「共済制度口数追加加入者等」という。）に係る条例第6条第2項の規則で定める掛金の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

- 4 共済制度加入者等に係る条例第13条第2項の規則で定める弔慰金の額は、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以上5年未満 3万円
- (2) 5年以上20年未満 75,000円
- (3) 20年以上 15万円

- 5 共済制度口数追加加入者等に係る条例第13条第3項の規則で定める弔慰金の額は、改正後の第10条第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる口数追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以上5年未満 3万円

- (2) 5年以上20年未満 75,000円
 - (3) 20年以上 15万円
- 6 共済制度加入者等に係る条例第13条の2第2項の規則で定める脱退一時金の額は、改正後の第10条の2第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 5年以上10年未満 45,000円
 - (2) 10年以上20年未満 75,000円
 - (3) 20年以上 15万円
- 7 共済制度口数追加加入者等に係る条例第13条の2第3項の規則で定める脱退一時金の額は、改正後の第10条の2第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる口数追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 5年以上10年未満 45,000円
 - (2) 10年以上20年未満 75,000円
 - (3) 20年以上 15万円
- 8 共済制度口数追加加入者等に係る条例第13条の2第1項第2号に規定する場合の脱退一時金の額は、香川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第10条の2第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 加入者となったときの口数を減少するとき。 附則第6項各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (2) 口数追加加入者となったときの口数を減少するとき。 前項各号に掲げる口数追加の期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
- 9 施行日前に死亡した共済対象障害者に係る弔慰金の額並びに施行日前の脱退の申出及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。